

福岡都市計画地区計画の決定（福岡市決定）

都市計画拾六町・橋本地区地区計画を次のように決定する。

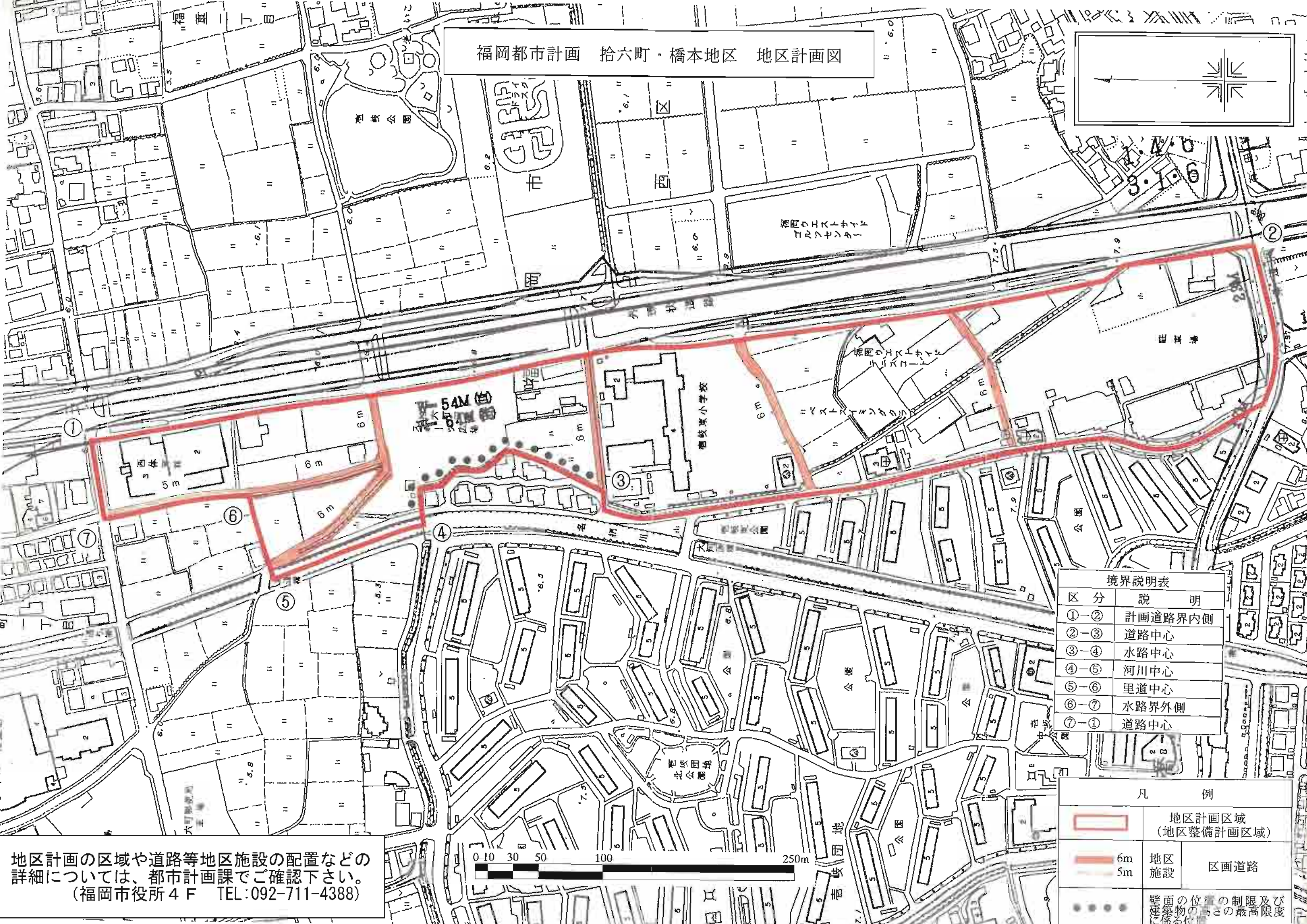
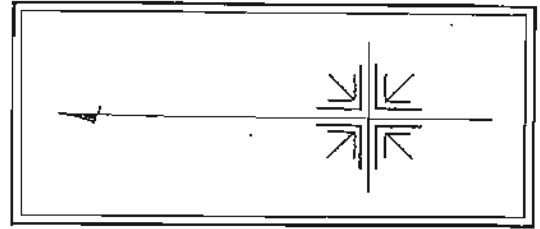
名 称		拾六町・橋本地区地区計画				
位 置		福岡市西区拾六町一丁目及び橋本一丁目の各一部				
面 積		約 10.5 ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心部から南西約 9km に位置し、都市計画道路井尻姪浜線（福岡外環状道路）に面し、福岡都市高速鉄道（地下鉄）3号線橋本駅予定地に近接した交通利便性の高い地区である。</p> <p>今後も、都市計画道路福岡前原線（都市高速道路5号線）や福岡都市高速鉄道3号線橋本駅等の都市基盤施設の整備に伴い、商業施設、利便施設等の集積が見込まれるため、その適正な立地誘導を図るとともに、良好な市街地環境の形成を図ることを目標とする。</p>				
	土地利用の方針	福岡都市高速鉄道3号線橋本駅予定地に近接し、幹線道路に面する等交通利便性の高い立地特性に伴う商業施設、利便施設等の集積において、周辺の住環境と調和した適正な立地誘導を図る。				
	地区施設の整備方針	既存道路の活用を図りながら、区画道路を適切に配置する。				
	建築物等の整備の方針	幹線道路の沿道にふさわしい、沿道サービス施設を中心とした商業施設、利便施設等の適正な立地誘導を図るため、建築物等の用途の制限を定める。また、後背地の住環境との調和に配慮し、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定める。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	摘 要
			区画道路	6 m	約 650 m	
		区画道路	5 m	約 110 m		
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	都市計画道路井尻姪浜線（福岡外環状道路）に接する敷地には戸建専用住宅は建築してはならない。			
壁面の位置の制限		計画図に示す位置における水路側の敷地境界線から建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は2mとする。				
建築物等の高さの最高限度		建築物又は工作物の各部分の高さは、当該部分から計画図に示す位置における水路側の敷地境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たものに7.5mを加えたもの以下とする。				

「地区計画及び地区整備計画の区域、地区施設の配置、壁面の位置の制限の位置、並びに建築物等の高さの最高限度に係る位置は計画図表示のとおり」

理 由

当地区は、都市計画道路井尻姪浜線（福岡外環状道路）に面して、沿道サービス施設や公共施設等の立地が相当程度進んでいることから、幹線道路沿道にふさわしい開発を計画的、適正に誘導し、良好な市街地形成を図るため、本案のとおり決定するものである。

福岡都市計画 拾六町・橋本地区 地区計画図



区分	説明
①-②	計画道路界内側
②-③	道路中心
③-④	水路中心
④-⑤	河川中心
⑤-⑥	里道中心
⑥-⑦	水路界外側
⑦-①	道路中心

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	6m 地区施設
	5m 区画道路
	壁面の位置の制限及び 建築物の高さの最高限度 に係る位置

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの
詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)

